

滋賀県産科医研修資金および研究資金貸与要綱

令和4年4月1日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、県内分娩取扱医療機関において、産科に係る診療業務に従事しようとする者に対し、研修資金および研究資金（以下「資金」という。）を貸与し、もって県内における産科医の充足に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 県内分娩取扱医療機関

県内に所在する分娩を取り扱う医療機関をいう。

(2) 診療業務

分娩を取り扱う医療機関における分娩を取り扱う産科の医療に係る業務をいう。

(3) 研修資金

産婦人科専門医資格を取得するために必要となる資金をいう。

(4) 研究資金

県内分娩取扱医療機関において診療業務に従事し、自らの専門性を高めるために必要となる資金をいう。

(5) 産婦人科専門医資格

一般社団法人日本専門医機構が認定する産婦人科専門医の資格をいう。

(6) 専門研修

一般社団法人日本専門医機構が認定した産婦人科専門医資格を取得するための研修をいう。

(貸与の種類および対象)

第3条 知事は、毎年度予算の範囲内において、次の各号に掲げる資金をそれぞれ当該各号に定める者（自治医科大学医学部を卒業した者および過去において医師の確保に資することを目的とする知事が別に定める資金の貸与等を受けた者を除く。）に貸与することができる。

(1) 研修資金

専門研修を受けている者であって、専門研修修了後、県内分娩取扱医療機関において勤務し、診療業務に従事しようとするもの

(2) 研究資金

県外において診療業務に従事していた者（県内分娩取扱医療機関において勤務を開始する前に、県外で1年以上診療業務に従事していたものに限る。）であつて、新たに県内分娩取扱医療機関において勤務し、診療業務に従事しようとするもの（1年以内に新たに県内分娩取扱医療機関において勤務を開始したものに限る。）

(貸与の額等)

第4条 資金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を毎年度一括して貸与するものとする。

(1) 研修資金 年額240万円

(2) 研究資金 年額300万円

2 貸与期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 研修資金

新たに専門研修を開始した日の属する月から3年間

(2) 研究資金

新たに県内分娩取扱医療機関において勤務を開始した日の属する月から3年間

(貸与契約の解除)

第5条 知事は、資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、資金の貸与契約を解除するものとする。

(1) 専門研修を中止したとき。

(2) 心身の故障のため、専門研修および診療業務を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。

(3) 性行が著しく不良になつたと認められるとき。

(4) 資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(5) 死亡したとき。

(6) 虚偽その他不正の方法により資金の貸与を受けたことが明らかになつたとき。

(7) その他資金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(返還)

第6条 資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に掲げる理由が生じた日の属する月の翌月から起算して6月以内に、貸与を受けた資金の額に、貸与を受けた日の翌日から起算して当該各号に掲げる理由が生じた日までの期間（次条の規定により資金の返還の債務の

履行の猶予を受けた期間を除く。)の日数に応じ、年10%の割合で計算した利息の額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を加えた額の総額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を一括して知事に返還しなければならない。

- (1) 前条の規定により、資金の貸与契約が解除されたとき。
- (2) 第8条第1項第1号または第2号の規定による返還の免除の要件に該当しないこととなったとき。

(返還の猶予)

第7条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間、資金の返還の債務の履行を猶予することができる。ただし、第4号から第7号までに掲げる理由により猶予する期間は、通算5年を上限とする。

- (1) 第5条の規定により、資金の貸与契約が解除された後、または資金の貸与を受けた期間が終了した後、引き続き専門研修を受けているとき。
- (2) 次条第1項第1号または第2号の規定による返還の債務の免除を受ける見込みがあると認められるとき。
- (3) 妊娠もしくは出産に伴う産前産後休暇もしくは育児休暇またはこれらに相当する休暇を取得しているとき。
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院(医学を履修する課程に限る。)に在籍(県内の医療機関で常勤医として診療業務に従事しながら在籍している場合を除く。)しているとき。
- (5) 国内または海外の医療機関(県内の医療機関を除く。)または研究所等で産婦人科医療に関連する研修を受けているとき。
- (6) 産婦人科医療に関する研究のために海外へ留学しているとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により診療業務に従事していないとき。

(返還の免除)

第8条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、県議会の議決を経て、資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 研修資金の貸与を受けた者が、専門研修終了後、ただちに県内分娩取扱医療機関において引き続き5年間(前条第3号から第7号までに掲げる理由により診療業務に従事できなかった期間を除く。)、診療業務に従事したとき。
- (2) 研究資金の貸与を受けた者が、新たに県内分娩取扱医療機関において勤務を開始した日の属する月から県内分娩取扱医療機関において引き続き8年間(前条第

3号から第7号までに掲げる理由により診療業務に従事できなかった期間を除く。) 、診療業務に従事したとき。

(3) 前2号に規定する業務期間中に、診療業務上の理由により死亡し、または診療業務に起因する心身の故障のため診療業務を継続できなくなったとき。

2 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、県議会の議決を経て、資金の返還の債務(履行期が到来した部分を除く。)の全部または一部を免除することができる。

(1) 死亡または心身の障害により資金を返還することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認めたとき。

(延滞利子)

第9条 被貸与者が、正当な理由がなく資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度以降の年度が資金の貸与の初年度となる者に適用する。